

デュファイとブルゴーニュ家

— 15世紀における音楽家とパトロンのか関係をめぐる一考察 —

山本成生

はじめに

問題の所在

1. 両者の接触

2. 聖職禄をめぐって

3. 作品を媒介にした両者の関係

おわりに

はじめに

本論は、従来の伝統的な音楽史の記述において曖昧なまま語られていたギヨーム・デュファイ(c. 1400～1474)とヴァロワ家系ブルゴーニュ侯家(以下ブルゴーニュ家と略記)との関係を、歴史的視点や近年の研究成果を用いて再考し、ひいては15世紀における音楽家とパトロンのか関係という、より全体的な視野において、なんらかの知見を得ることを目的としている¹。

問題の所在

音楽史において、15、16世紀は美術史に倣って「ルネサンス期」と称され、さらにもに前者は「初期ルネサンス」、後者は「後期ルネサンス」とされる²。当時の音楽には、古典古代の芸術思想を理想とした文芸運動という狭義の「ルネサンス」概念に該当するものは乏しい³。しかし「ルネサンス」を、個人的であれ社会的であれ、なにかしらの革新的な思想や態度、または雰囲気を満たされていたある一時代として広義に定義すれば、冒頭の時代設定は、今に伝えられる音楽にみられる和声面の「近代性」、あるいはティンクトーリスなど当時の音楽理論家たちの証言などから見て、妥当であると言えよう⁴。そこで問題となるのは、「ルネサンス」という運動や特にその産物である人文主義思想がイタリアから西ヨーロッパ各国へと浸透してゆくという一般的な「ルネサンス史観」の図式に対して⁵、同時代にイタリアで活躍していた音楽家の多くは、現在の北フランス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクを中心とした北ヨーロッパの出身であった、という事実である。ここにいわゆる「楽派」の問題が生じる。

「ネーデルラント楽派」という用語は、そうした「ルネサンス期」に活躍していた音楽家たちを総称するものとして用いられている⁶。その起源は16世紀初頭のグイッチャルディーニに代表される当時の世評にさかのぼり、ホーキンスやフォルケルといった18世紀の音楽学者に受け継がれ⁷、19世紀前半のフェティスやキーゼヴェッターらによっていささかその地理的範疇が拡大され、現在に至るまで音楽史の記述において定着している。しかしながらこの用語には、誤解を招きかねない二、三の問題がある。つまり政治的に見ると、少なくとも1543年のカール5世によるリエージュ司教領などを除くネーデ

ルラント全17州の統合までは、同地方に地域的な統一性をみいだすことは困難である⁸。同じことは言語的にもいえる。そもそも「低地地方」を意味するネーデルラント(Nederland)という語の初出も15世紀末であり、しかもそれが「オランダ」を表すようになるのは20世紀になってからである。つまりこの語を使用することは「当時存在していなかった歴史をなす」アナクロニズムとなってしまうのである⁹。こうした理由から「フランドル楽派」、「フランコ=ネーデルラント楽派」、「フランコ=フランドル楽派」など、より地域を限定した用語も創出されたが、それらはいたずらに問題を複雑にしたのみであった。

「ブルゴーニュ楽派」という用語はこのような状況のもとで生まれたものである。15世紀の音楽家保護の観点におけるブルゴーニュ宮廷の重要性は、クラジョやレーデラーら19世紀末から20世紀初頭にかけての先駆的研究によってみいだされ¹⁰、ホイジンガの『中世の秋』(1921)の成功はそれに拍車をかけ、ベッセラーを始めとした後の諸研究に影響を与えた¹¹。1939年にはマリーによるブルゴーニュ宮廷の音楽家たちに関する本格的な個別研究が出版され、モーザーは自身の音楽事典(1953)に「ブルゴーニュ音楽」という項目を立て、それが音楽史の記述において定着したことを物語っている。確かに現在のフランスのブルゴーニュ地方、すなわち当時のブルゴーニュ侯領ならびに同自由伯領出身の音楽家によるものと誤解される恐れもあるが、実際ブルゴーニュ家の宮廷はネーデルラント地方におかれていたことがほとんどであり、またその構成員や文化はフランスの影響下にあった¹²。さらに1477年のヴァロワ・ブルゴーニュ侯家の断絶後も、同地方が「ブルゴーニュ」と呼ばれていたことは、「多様な要素をもった文化的グループ」としてのその用語の妥当性を支持するものであった¹³。ともかくこの用語を使用するか否かにかかわらず、15世紀の音楽史におけるブルゴーニュ宮廷のはたした役割は看過できないものとなったのである。

さてこの「ブルゴーニュ楽派」という用語は、上記の「ネーデルラント楽派」よりも曖昧なニュアンスを含んでおり、かつ「楽派」という言葉が「指導的な立場にある教師」の存在を想起させるために、音楽史における同時代の巨人であるデュファイは「ブルゴーニュ楽派の指導者」とみなされるようになった。しかしブルゴーニュ宮廷の会計文書にデュファイに関する記録はまったく存在せず、よって彼が同宮廷の聖歌隊に属し、その聖歌隊員を中心とした音楽家たちを「指導」していたことは考えられない。確かに実際の接触の有無にかかわらず、デュファイが多くの音楽家になにかしらの影響を与えたという見方では、デュファイを「ブルゴーニュ楽派」の指導者とみなすこの説明もある程度納得のいくものであろう¹⁴。しかしながらこの用語から、デュファイが「ブルゴーニュ侯シャルル・ル・テメレールの音楽教師に任命された」とか、「ブルゴーニュ宮廷の聖歌隊歌手の称号を得た」などといった、断片的な史料の誤読に基づく記述が生じ、それらがいまだに人口に膾炙しているのも事実である¹⁵。

他方、ファロウズの伝記に代表される近年の研究にはこのような誤りこそないものの、実証的作業によって得られた成果を、上述の「楽派」の問題やパトロンと芸術家の関係といった、「ルネサンス」という時代の全体的な理解と関係付けるという作業は、十分に行なわれているとはいえない。また断片的ながら現存する、デュファイとブルゴーニュ家とを関係付けるそれらの史料が何を物語るかについては、近年の研究もまた「パトロンと恒常的に宮廷に仕える音楽家」という構図にとらわれすぎている感も否めない。

よって今必要とされることは、デュファイとブルゴーニュ家に関する曖昧な記述を整理し、それらを広い枠組みのなかで位置付けることであろう。

本論はこうした問題意識のもとで、デュファイとブルゴーニュ家との関係の再考を試みるものである。以下では、まず両者が実際に接触した事例をそれぞれ検証し、続いてブルゴーニュ家が介入したデュファイの聖職禄、そして両者をつなぐ作品について考察する。

1. 両者の接触

デュファイとブルゴーニュ家の最初の接触は、1434年2月7日から11日にかけて、サヴォワ侯国の首都シャンベリで催されたサヴォワ侯アメデ8世の息子ルイとキプロス王ジャンヌス・ドゥ・リュージュニヤンの娘アンヌとの結婚式で行なわれたとみられている。1435年3月21日付のサヴォワ侯家の会計記録は、33年の8月に教皇庁聖歌隊を去っていたデュファイが、34年2月1日より同家に仕えていたことを伝えており¹⁵、おそらくこの結婚式のためにデュファイは招かれたと思われる。一方ブルゴーニュ宮廷は、1434年1月13日にディジョンを發ち、2月7日に200名もの従者をひきつれてシャンベリ入りをしており¹⁷、両者の接触があったのは確実であろう。

しかしながらその様子を伝える史料は乏しい¹⁸。サヴォワ侯家の秘書官マルタン・ル・フランの『婦人たちの擁護者』(c. 1440-42)はその唯一のものだが、デュファイやバンショワが、ブルゴーニュ家にも仕えたかつての音楽家たちの歌を、ダンスタブルを中心としたイングランド人の影響を受けた「新しい技法」(nouvelle pratique)によって受け継いだ、という当時意識され始めていた「音楽の革新」を主題とした記述と、おなじく二人がブルゴーニュ侯妃イザベル・ドゥ・ポルトガルが連れてきたヴィオール奏者に驚愕した、という記述しかなく¹⁹、そこからなんらかの具体的な情報を得ることはできない。よってこの1434年の祝宴においてデュファイとブルゴーニュ家との間にどのような関係が生じたかは、推測の域を出ないのである。

さて1439年頃にデュファイが聖堂参事会員としてカンブレに戻ってからは、フィリップ・ル・ボンによって2回、シャルル・ル・テメールによって4回の計6回の接触が確認されている。

まず1446年10月7日にデュファイは、カンブレからブリュッセルにあるブルゴーニュ宮廷に出向いているのが、カンブレ大聖堂の参事会記録からわかっている。その目的は「ニコラウス・アミクスとクインティヌス・ゲラルドゥスとの間に生じた教会内の困難・紛争に関して、同(ブルゴーニュ)侯から参事会員ならびにローマ教皇庁にいるその他の者たちに宛てられた信書」を受け取るためであった²⁰。そして同10月にデュファイは、モンスのサント・ウォードリュ参事会聖堂において参事会員ならびにその給与資格者として記録されているが、どういうわけかその史料はデュファイのことを「ブルゴーニュ侯の礼拝堂付き司祭」と記しているのである²¹。この記述はなぜ生じたのか。ライトはデュファイがバンショワと共にブリュッセルのブルゴーニュ宮廷からモンスに至ったためだとしているが²²、他方でクレールはこれは一種の名誉的な称号だとしている²³。確かにこの後デュファイは1452年頃に再びサヴォワ宮廷に聖歌隊長として復帰するが、その際も同宮廷の史料に「最も輝かしい領主であるブルゴーニュ侯の歌手」と記

されており²⁴、これはクレールの主張を裏付けるものとなろう。しかしながら、どちらにしてもこれらの記述は第三者による誤謬、あるいは政治的力学を背景としたレトリックにすぎない。デュファイ自身も、サヴォワ宮廷のある聖歌隊歌手の遺言執行を行なうための自筆の領収書では、自らを「我が最も名高い主人であるサヴォワ侯の聖歌隊長」と明記しているのである²⁵。

続いてフィリップ治世期の2回目の接触は、今度は1449年にカンブレでなわれたとみられている。ブルゴーニュ侯は同年1月19日にカンブレを訪れ、同市のサン・オーベル大修道院長ジャン・ル・ロベールによって歓迎された²⁶。その翌日フィリップは「いとも優雅に歌われた」ミサを聴き、カンブレ側から12人が参加した晩餐会は深夜まで続き、翌々日の21日にブルッヘ（ブリュージュ）に向かった。その際、出発の準備が遅れたが、2人の少年聖歌隊員によって歌われたシャンソンによって楽しく時間をつぶすことができた、という。また同年3月3日に、デュファイはバンショワとともにサント・ウォードリュ教会の参事会に出席したが²⁷、このことからライトは、デュファイは1月21日にブルゴーニュ宮廷とともにカンブレを發ち、リールを経て2月の約一ヶ月間をブリュッセルで過ごし、そこからモンスへ向かった、と推測している²⁸。なおブルゴーニュ侯フィリップは1457年8月25日にもカンブレを訪問しているが²⁹、このときデュファイは上記のようにサヴォワにおり、両者は接触していない。

さて以上のフィリップとデュファイの接触がいかにも偶発的で、またはカンブレ大聖堂とブルゴーニュ侯家との関係に依存したものであったのに対して、シャルル・ル・テメレルとのそれは、個々の情報はやはり乏しいものの、両者により親密な友好関係があったことを暗示している。

1460年10月23日、まだシャロレー伯であったシャルルはカンブレを訪問した。このことはカンブレ市立図書館所蔵のある写本の余白に記された書き込みからわかっており、その書き込みにはシャルルが創ったモテットや歌曲などが、ミサの後に彼の目前で少年聖歌隊員とその師らによって演奏されたことが記してある³⁰。またカンブレ大聖堂の教会財産管理職（*officium fabricae*）の会計記録から、シャルルは1462年にもカンブレを訪問したようで³¹、その史料ではシャルルの到着時に演奏されたミサのために30スーが下級代理職（*parvi vicarii* = 聖歌隊）の者たちに支払われているのである。

シャロレー伯時代のシャルルに関する研究は少なく、これらの訪問がどのような意図で行なわれたかを推測することは困難であるが、音楽に関する記述がみられることは注目すべきことであろう。またブルゴーニュ侯となった後のカンブレ訪問については具体的な記述こそないものの、研究者が両者の親密な関係を推測してやまない状況証拠に満ちている。

例えば1468年10月9日から14日にかけてペロンヌで行なわれたシャルルとフランス王ルイ11世の有名な会見後、両者はリエージュで発生した反乱を鎮圧するために急遽同地へと向かったが、その途上の10月16日に二人はわざわざカンブレに立ち寄っている³²。ライトは、ルイ11世が参事会長の家に泊まったのに対して、シャルルがデュファイの家にも近いサン・オーベル大修道院に泊まったことを対比させ、デュファイとシャルルの親密な関係をそこに読もうとしている³³。またシャルルは1473年5月にヴァランシエンヌで行なわれる予定であった金羊毛騎士団（*Ordre de la Toison d'Or*）の集会に出席する途上にもカンブレを訪れているが、それも第3章で扱うように同騎士団の礼拝

と関係があったとみられている。そしてこうしたデュファイとシャルルの親密な関係を示す史料は、デュファイ自身のものにもあった。デュファイの遺言状には、シャルルへの「様々なシャンソン」が収められた6冊の楽譜の遺贈が記されているのである³⁴。

2. 聖職禄をめぐる

聖職禄 (bénéfice) は、教会人である音楽家が常に渴望するものであり、またパトロンにとっては音楽パトロネージの有効な手段であった³⁵。この章では、ブルッへのシント・ドナース参事会聖堂における、デュファイの聖職禄に関して生じたトラブルにブルゴニュ家が介入した事例を中心にして、聖職禄という経済的要素を通した両者の関係を考察する³⁶。

デュファイが初めて得た聖職禄は、教皇使節の枢機卿ルイ・アルマンの庇護のもとで1427年4月までに所得したとみられる、カンブレのサン・ジェリ教会におけるサルウェー礼拝堂の助祭職であった。その後デュファイは翌28年5月までに司祭職を得て、10月までには教皇庁の聖歌隊に入り、時の教皇マルティヌス5世からラン大聖堂のサン・フィアクル祭壇付き司祭職、カンブレのサン・ジェリ教会のサン・ジェリ祭壇付き司祭職、ラン司教管区のヌヴィオン＝ル＝ヴィヌー教区教会における洗礼者ヨハネの祭壇付き司祭職、等の聖職禄を得る。続いて1431年3月3日に教皇に就任したエウゲニウス4世は、同年4月24日に、新任の教皇の慣習として、教皇庁の聖歌隊員を含む多くの者にそれぞれの請願にもとづき聖職禄を与えたが³⁷、デュファイもトゥルネー司教管区のサン・ピエール教区教会の礼拝堂付き司祭職（詳細は不明）に加え、どの教会か明記されていない二つの参事会員職を請願している。そのひとつがここで問題となるブルッへのシント・ドナース参事会聖堂の参事会員職であったとみられている。31年8月22日には「見込み聖職禄」(bénéfice expectatif) としてそれはデュファイに与えられ、シント・ドナース教会の参事会も同年9月3日にこの聖職禄に関する教皇からの信書を受け取った。そしてそれから約7年後の1438年4月28日に、前任者ギヨーム・ドゥ・メイエールの死によって、デュファイは晴れて同教会の24番目の参事会員となった³⁸。

しかしながらデュファイはすでに、1436年11月12日にカンブレ大聖堂の参事会員職の聖職禄を得ており、その後しばらくはそのまま教皇庁の聖歌隊にとどまったが、少なくとも39年12月からはカンブレに戻って同大聖堂の参事会員としての活動を開始している³⁹。そのためデュファイはシント・ドナース参事会聖堂で参事会員としての活動を行なうことはできず、よってその聖職禄は多額の課税の対象となる「不在扱い」(in absentia) となった。シント・ドナース教会において聖職禄は、まず該当者が「在地」しているか、あるいは「不在」か、それとも「特例措置」(ad privilegium) にあるかによって、また課税から得られる基金が教会の財産管理職 (ad fabricam) に使われるか、その他の用途で使用されるかによって、その課税額は異なっていた。そしてその決定は毎年参事会によって行なわれていた。

この聖職禄の査定をめぐる、デュファイはシント・ドナース教会参事会と8年間に渡って争論を繰り返すこととなった。まずデュファイはおそらく特例措置で自分の聖職禄を扱うよう、シント・ドナース教会の参事会に申請していたものとみられる。1438年と39年のそれぞれ12月に行なわれた参事会の査定は、なお「考慮中」(in deliberatione)、

に事態の解決を依頼したとみられ、同年5月12日にはフィリップ・ル・ボン自身から同参事会に、44年度分のデュファイの聖職禄収入を上記のグラティア（臨時賞与）による40リーヴルでもかまわないから支払うように、という要請がなされた。しかしながら二日後に出されたそれに対する同参事会の対応は、今回に限りこの要請を受け入れるが、これ以上この問題に関して干渉は行わないでほしい、というものであった。

結局1445年度にデュファイの聖職禄収入が支払われることはなかった。すると翌46年6月26日には、ダルシーと名乗る、カンブレー司教やシント・ドナース教会の参事会長も務めていたエタン伯ジャン・ドゥ・ブルゴーニュの騎士が同参事会に現れ、デュファイの聖職禄収入の支払いを求めてきた。同参事会はこれを拒否し、同時にブルゴーニュ侯とエタン伯がこの問題にこれ以上干渉しないよう、この騎士に念を押したところ、ダルシーは参事会に対して復讐を行なう、と脅しをかける騒ぎにまでなった。しかし参事会は決して譲ろうとはしなかった。

こうした八方塞がりの状況のなかで、デュファイはついにシント・ドナース教会の参事会員職を1446年10月4日付で辞職することとなった。後任にはブルゴーニュ宮廷の首席礼拝堂付き司祭のケザン・デュピュを含む五人が選ばれ⁴⁶、一方デュファイはその引き換えに、モンスのサント・ウォードリュ参事会聖堂の参事会員職の聖職禄を10月17日に得た。これ以降、最低でも年間100リーヴルを保証したこの聖職禄をデュファイはその死まで保持し続けたのである⁴⁷。

シント・ドナース参事会聖堂の参事会員聖職禄をめぐる、8年間にも及ぶデュファイ、同参事会、そしてブルゴーニュ侯をまじえた争論を概観してきたが、ここから以下のことが類推されよう。デュファイのこの聖職禄は、教皇エウゲニウス4世から得たものであったが、少なくともデュファイが教皇庁の聖歌隊を退き、またカンブレー大聖堂の参事会員として活動している以上、シント・ドナース教会において同様の労力に見合う報酬を得ることは不可能であった。しかしながら音楽史における栄光とはうらはらに、当時のデュファイの聖職禄収入はそれほど多くはなく⁴⁸、デュファイとしてはこの聖職禄から可能な限り多くの収入を得たかった。そのためにデュファイは参事会に対してまずは個人的に請願を行ない、そしてそれが通らない場合はブルゴーニュ侯に仲裁を依頼したのである。しかしながらシント・ドナース教会参事会は、デュファイのブルゴーニュ家に対する奉仕が同参事会への「不在」の正当な理由になるものであるとは、最後まで納得できなかった。実際シント・ドナース教会では、その礼拝のために作曲を行ない、それを送付したり、あるいは代わりに歌手を派遣することで同教会における職務を免れていた者がおり⁴⁹、デュファイにもそうした義務をはたす必要があったのかもしれない。そしてブルゴーニュ家についていえば、この事例は同家と関係の深いシント・ドナース教会においてすら、当事者たちの同意なくして強引にパトロネージを発揮することはできないことを示唆しているのである。

3. 作品を媒介にした両者の関係

ながらくデュファイがブルゴーニュ宮廷のために、特定の意図をもって書いた曲は存在しないといわれてきた。しかしながら金羊毛騎士団の礼拝における音楽の役割に着目し、1985年に発表されたプライツァーの論文は⁵⁰、デュファイの曲がそこで定期的に演

あるいは「未決定」(indecissa) というものであった。そして1440年2月17日に同参事会は、「もし(デュファイが) 特例措置にあり、またすみやかに(そのことが) それを負っている者によって証明されれば、その課税額はすべて教会財産に使用される」と決議した⁴⁰。これを受け、デュファイは、自分は1439年6月28日から翌40年2月2日までブルゴーニュ宮廷に仕えていた、という趣旨の手紙を書く。上記の聖職禄の特例措置は、在地していなければならないという条件の他に、「ブルゴーニュ侯に仕える30人の特権授与者」にも認められていたからである⁴¹。ここでデュファイが主張したことは、自分もその「30人の特権授与者」のひとりである、というものであった。

シント・ドナース教会参事会は1440年6月23日にその信書を受け取ったが、特例措置は更なる情報を得てから認める、とした。するとその五日後に、今度はブルゴーニュ侯フィリップ・ル・ボンより、参事会にデュファイの主張を証明する信書が届いた。しかしながら参事会はなお、デュファイがいう「ブルゴーニュ宮廷勤め」が本当に「不在」の者の特例措置に値するかどうか、すなわちデュファイがブルゴーニュ宮廷に「常勤」していたかどうか、疑問に思った。では実際はどうであったかという、ブルゴーニュ宮廷は1439年6月28日から翌40年4月5日まで、ほぼサント・メールにあったのに対して⁴²、デュファイはおそらくカンブレにいたものとみられている⁴³。よってデュファイが少なくともその主張する期間において、継続的にブルゴーニュ宮廷に仕えていた可能性は低い。このようなことからシント・ドナース教会参事会は、1440年11月24日にデュファイの聖職禄収入を「不在聖職禄」(ad foraneitatem) として課税した。デュファイは同年12月11日に代理人を通じてこれに抗議したが、その翌日に出された参事会の決議は、デュファイが「決められた場所、特権を与えられた場所において、適当な期間在地しているか、あるいは特権的に収入を得ることが認めれているならば、参事会はその(支払い) 義務を認めるが、さもなければ不在聖職禄の規則に従わざるを得ない」というものであった⁴⁴。こうして140リーヴル10スーと見込まれていた1440年度のデュファイの聖職禄収入は、一切払われなかったのである。

それでもデュファイはめげずに交渉を続ける。1442年1月24日にデュファイはシント・ドナース教会の参事会に出席し、そこで自分の聖職禄収入を支払うよう訴えた。すると参事会は正規の方法で行なうことはできないので、「グラティアの手段によって」(per modum expedientem gratiam)、すなわち臨時賞与の形で、41年度分の聖職禄収入として40リーヴルを支払うことを認めた。また同年5月12日には、ブルゴーニュ宮廷から数名の特例措置に関する信書が参事会に届いたが、他のブルゴーニュ宮廷の聖歌隊員についてはすんなり認める一方で、デュファイに関しては「参事会員が義務を負っていた限りにおいて、また以後何人も(このような) 権利を保持することはない」という条件付きでしか、聖職禄の特例措置を認めていないのである⁴⁵。これを受けてデュファイは同年9月24日に個人的に請願を行なったが、上記の40リーヴルに居住場所の自由の権利を得る、という妥協案を引き出すことが限界であった。

デュファイは1443年10月4日にも同様の請願を行ない40リーヴルを得たが、翌44年は再び聖職禄収入が支払われないという事態に陥った。そして45年4月5日にシント・ドナース教会参事会は再びデュファイの請願を退けつつ、彼の要求はこれ以上グラティア(臨時賞与) を要求しないという条件で受け入れたのだと主張し、もはや40リーヴルですら支払うことはできないとしたのである。そこでデュファイは再びブルゴーニュ侯

奏されていたことを発見し、またそれを受けて1988年に発表されたプランシャールの論文は、従来から真作性をめぐって議論が絶えなかった『トレント写本』のなかに、デュファイが同騎士団の礼拝式のために作曲した一連のミサ曲があるのではないかと、という仮説を提示した。この章では両者の説を紹介しつつ、作品によって結ばれたデュファイとブルゴーニュ家との関係を考察する。

金羊毛騎士団の儀礼において音楽が演奏される場合は、金羊毛騎士団が結成された1430年から1559年まで断続的に計23回行なわれた同騎士団の集会、ディジョンのサント・シャベル礼拝堂、そしてシャルル・ル・テメレールの治世に始まったとみられる「小集会」(petit chapitre)の三つあった。まず金羊毛騎士団の集会だが、これは1445年の第7回までは同騎士団の守護聖人、聖アンドレの祝日(11月30日)に、1451年の第8回から1491年の第15回までは5月に、それ以降は任意の月に五日間に渡って行なわれていたものである。この集会の間、開催地の教会では連日ミサが執り行われ、それはこの騎士団の儀礼において重要な位置を占めていた。

問題はこのミサで、1501年にブリュッセルで行なわれた第16回の集会を記したマントヴァ侯の大使ニコロ・フリージョは、集会の二日目に行なわれる『死者慰霊のための聖務日課』と三日目の『レクイエム』について以下のように書いている。

…このようなしきたりで『死者慰霊のための聖務日課』は歌われた。この土地で最も高名な音楽家であったというカンブレの参事会員は、この聖務日課と悲しくも、荘厳で、この上なく素晴らしい三声のミサ曲を作曲したが、生前にそれを公にすることはなかった。彼はその曲が彼の死後、魂の安息のために歌われるよう遺言状に記したが、前述の騎士団はそれを自らの儀礼のために採用したのだ⁵¹。

ここで言及されているミサ曲とは、現在失われたとされるデュファイの『レクイエム』のことを指している。この『レクイエム』はフリージョのいうようにデュファイの遺言状に記され、1470年頃に作曲されたものとみられているが、残念ながらその行方は確認されていない⁵²。この曲は単にデュファイ唯一の『レクイエム』というだけではなく、おそらく最古の「多声レクイエム」として音楽史的にみても非常に重要な作品であり、このプライツァーの発見はデュファイ研究者らの注目を集めた。カンブレ大聖堂では、デュファイの死後50年にも渡ってこのミサ曲が演奏されていたという記録があるが⁵³、それ以外の場所で言及されたのはここが初めてであった。

問題は金羊毛騎士団がこの曲を使用するに至った過程である。プライツァーは騎士団長シャルル・ル・テメレールによってヴァランシエンヌで行なわれた1473年の第12回集会、またはマキシミアン1世によって1478年にブルッヘで行なわれた第13回の集会から使用され始めたとし、特に73年のシャルルのカンブレ訪問時にこの『レクイエム』を受け取った可能性を強調している⁵⁴。だが彼の推理がフリージョの記述と矛盾していることはいうまでもなく、デュファイが金羊毛騎士団、すなわちブルゴーニュ家のためにこの作品を提供したとは断定し得ない。

一方プランシャールの研究は、ディジョンのサント・シャベル礼拝堂において金羊毛騎士団を讃えるために行なわれていた永続的な祈願ミサに着目し、『トレント写本』のなかのひとつにそのための一連のミサ曲があり、さらにそれらがデュファイによって作曲さ

れたことを証明しようとしたものである。とはいえその真作性の確定作業は複雑であり、すべてを説明する紙幅の余裕はない⁵⁵。よってここでは概略を示すにとどめたい。

1432年に設立されたデジョンのサント・シャベル礼拝堂における祈願ミサは、毎日の礼拝式が一週間単位で循環するものであった。その順序は月曜日から「レクイエム」、「天使のためのミサ」、「聖アンドレのためのミサ」、「聖霊のためのミサ」、「聖十字架のためのミサ」、「聖母マリアのためのミサ」、「三位一体の主日のためのミサ」となっていた。ブルゴーニュ侯フィリップ・ル・ボンは、1424年12月25日と翌25年2月14日付の二つの証書をもって同礼拝堂に四人の少年聖歌隊とひとりの音楽教師からなる聖歌隊学校(matrise)を設立し、その維持のために年間200リーヴルを提供していたが⁵⁶、これは上記の祈願ミサを実行させるための伏線であったとみられている。またこの祈願ミサは、ヴァロワ・ブルゴーニュ侯家の没落後はおろか、金羊毛騎士団の集会すら行なわれなくなった1626年以降も続けられていた⁵⁷。

この上記の一連のミサ曲を含むとみられているのが、「トレント88写本」(TRmn 88)である。「トレント写本」(TRmn 87-93)とは、ハーベルルによって発見され、1885年に出版された彼のデュファイに関する研究書において始めて言及された、全七巻の楽譜が収められた写本群を指す⁵⁸。その内容は、15世紀の75年間に渡って1500曲を超える楽曲を含んでおり、名実ともに15世紀の最も重要な写本群を構成しているものの、作曲者名が記されているのは全体の一割にもみたく、それらの楽曲の真作性の確定は現在に至るまで多くの研究者の課題となっている。問題の「トレント88写本」についても、1947年にファイニンガーが同写本に収められたミサ曲の固有文楽章の校訂譜を刊行した際⁵⁹、学問的な手続きを無視して多くの楽曲を安易にデュファイの作としたために後の学者によって辛辣に批判された、という過去をもっている⁶⁰。

さてブランシャールの「トレント88写本」の分析は、おもに礼拝式の検討に基づいている⁶¹。すなわち、「入祭誦」(introitus)、「昇階誦」(graduale)、「アレルヤ誦」(alleluia)、「奉納誦」(offertorium)、「聖体拝領誦」(communio)といったミサの固有文楽章が、どのような構成で、またどのテキストを採用しているかが問題となる。「トレント88写本」は全422葉に不完全なものも含めて16の固有文ミサ曲が収められているが、そのうちアレルヤ誦を二つもっているミサが五つある。そのミサとは「聖霊のためのミサ」(113^v-121^r)、「三位一体のためのミサ」(121^v-128^r)、「聖アンドレのためのミサ」(128^v-134^v)、「聖十字架のためのミサ」(135^v-140^v)、「天使のためのミサ」(147^v-154^r)であり、ほぼ連続して配置されている。フランシスコ派の礼拝式では祈願ミサを執り行う際に二つのアレルヤ誦を義務付けており、つまり順序こそ異なるものの「レクイエム」と「聖母のためのミサ」を足せば、上記のサント・シャベル礼拝堂における金羊毛騎士団のための一連の祈願ミサに一致するのである。また「レクイエム」が欠けているのは、「レクイエム」はこの時期はまだ単旋律でしか演奏されていなかったということで納得できるが、「聖母マリアのためのミサ」が省かれているのは何故か。そこでブランシャールが注目するのは、この写本では上記のミサの後方216葉裏より、各固有文楽章がばらばらに配置されている、という事実である。そのなかから「聖母マリアのためのミサ」で使用されるテキストを集めると、その祈願ミサのために必要な楽章がすべて集まるのである。またこのような配置になっていた理由は、聖母マリアのための礼拝式が季節ごとに変わる複雑なものであったからとみられている。というわけでこの「トレント88写本」には、サント・シャベル礼拝堂で行なわ

れていた祈願ミサがすべて収められている可能性があるのである。

そしてこの上記の固有文ミサ曲のなかには、すでにデュファイの作であると学説が確定しているものがあり⁶²、またそこで採用されているテキストはカンブレで行なわれていた祈願ミサのためのそれとほぼ一致している。一方、祈願ミサのためだけに使用される場合は必要のない固有文楽章を有していたり、反対にひとつの固有文楽章が複数のミサ曲で使用されるなど、これらのミサ曲は多様な用途を想定しつつも、ある一群を形成しているのである。デュファイは1440年代にカンブレ大聖堂における礼拝のために多くのミサ曲を作曲していたことがわかっており⁶³、以上のことからブランシャールは、デュファイはカンブレ大聖堂での仕事と平行して金羊毛騎士団の礼拝のために楽曲を提供したのではないか、という仮説を提示した。この仮説が今後、十分に批判・検討されなければならないのはいうまでもない⁶⁴。しかしながらそれは、デュファイとブルゴーニュ家が「作品」によってむすばれていたことを示唆する重要な証拠を提供したのである。

おわりに

上記のような「作品」を通じた関係をデュファイと結んでいたとみられるものに、フェッラーラのエステ家がある⁶⁵。同家とデュファイとの関係を伝える史料は、ブルゴーニュ家のものよりも乏しく、1437年5月6日付の同宮廷におけるデュファイへの支払い記録、デュファイの作品が多数収録された二つの写本、そして1443年にデュファイがブルッへのポロメー銀行でフェッラーラ侯より20ドゥカータを受け取った記録、の三つしかない。しかしながらこれらの写本の分析や当時の状況証拠から、デュファイがエステ家の依頼を受けて楽曲を提供し、その報酬として上記の金額を得たことは明確である。この事例からロックウッドはデュファイのことを「15世紀にめまぐるしく発達したコミュニケーションの網目、すなわち貿易、銀行、外交などによって遠隔地のパトロンとの関係を維持し得た最初の音楽家」と評している。

デュファイとブルゴーニュ家との関係は、デュファイとエステ家とのそれに近いものではなかったか。それを考えるには、ピーター・バークによるパトロネージの分類を参照することが有益であろう。バークは「イタリア・ルネサンス」に関するその著作のなかで、パトロネージのシステムを五つに分類している⁶⁶。実はこの分類はほとんどJ. M. B. エドワードによるそれを受け継いだものなのだが、バークはその際「個人的パトロネージ」(personalized system)を二つに分け、前者を恒常的に宮廷に仕え、日々のパトロンの要望に応える「家産型」(household system)、後者を作品の完成までの期限付きで仕える「あつらえ型」(made-to-measure system)とした。これをデュファイとブルゴーニュ家に適用すれば、デュファイが前者のかたちで仕えていたパトロンは教皇庁であり、サヴォワ侯の宮廷であり、またカンブレ大聖堂であった。そしてブルゴーニュ家とは、前述のエステ家やあるいはメディチ家と同様に、「あつらえ型」のパトロネージ関係をむすんでいたものであり、つまりデュファイにとってブルゴーニュ家は「パトロン」というよりはむしろ「顧客」(client)であった。前述の両者に関する史料はこの文脈で理解されなくてはならない。

もっともこのバークの明解な分類によって、両者の関係を単純化しすぎるのも問題であろう。なぜなら上記の分類にはカンブレとブルゴーニュ家といった組織同士の関係

が個々の芸術家にいかなる影響を与えたかという視点が不足しており⁶⁷、また「家産型」—ここではブルゴーニュ宮廷の礼拝堂付聖歌隊組織—においても、多様な音楽家パトロネージの手段が存在したことは見落としてはならない⁶⁸。よって今後の課題は、ひとつの組織におけるパトロネージの多様な形態を分析し、それらを他地域のそれと比較することで、総合的なパトロネージ像を描き出すことであろう⁶⁹。

こうした作業のすえに、我々は当時の音楽家やパトロンの生き方や考え方を共感することができ、「近代」への大きな推進力になった「ルネサンス」という運動を実態を伴ったかたちで理解し得るのではないか。この意味で本論は、その前提を行なったにすぎないのである。

* 本論で用いられる省略形は以下の通り

【写本】

AB: Bruges, Archief van het Bisdom

BAV, CS: Vatican, Biblioteca Apostolica Vaticana, Cappella Sistina

CAS: Chanbéry, Archives départementales de Savoie

CBM: Cambrai, Bibliothèque municipale*

DAC: Dijon, Archives de la Côte-d'Or

LAN: Lille, Archives départementales du Nord

MAS: Mantua, Archivia di Stato

TAS: Turino, Archivio di stato (Sezione III Camerale, Conti dei Tesorieri generali di Savoia)

* カンブレー市立図書館は現在 Médiathèque municipale と改称されている。

** 本論では日付はすべて新暦に改めてある。

【欧文雑誌】

JAMS: *Journal of American Musicological Society*

MQ: *Musical Quarterly*

New Grove: S. Sadie, ed., *New Grove Dictionary of Music and Musicians*, London, 1980

RBM: *Revue belge de musicologie*

RdM: *Revue de musicologie*

RIM: *Rivista italiana di musicologia*

〈註 釈〉

¹ デュファイに関する基本文献を挙げる。C. van den Borren, *Guillaume Dufay: Son importance dans l'évolution de la musique au XV^e siècle*, Bruxelles, 1925; C. Wright, 'Dufay at Cambrai: Discoveries and Revisions', *JAMS*, 28 (1975): 175-229; D. Fallows, *Dufay*, London: J. M. Dent & Sons, 1982 (rev. 1987); C. Hamm, "Dufay", *New Grove*, V, 674-87. また邦語のものとしては、今谷和徳「ルネサンスの音楽家たち I」、東京書籍、1993年、25～82頁、が欧米における近年の研究成果を踏まえた親切的な伝記をなしている。

ブルゴーニュ家による音楽保護についてはJ. Marix, *Histoires de la musique et des musiciens de la cour de Bourgogne sous le règne de Philippe le Bon (1420-1467)*, Strasbourg: Heitz & Co., 1939; C. Wright, *Music at the Court of Burgundy 1364-1419*, Henryville, etc.: Institute of Medieval Music, 1974.

² この分類に沿って書かれた概説書はG. Reese, *Music in the Renaissance*, New York and London: W. W. Norton, 1954 (rev. 1959); H. M. Brown, *Music in the Renaissance*, New Jersey: Prentice-Hall, 1976.

- ³ 他方で当時の音楽における人文主義の影響を扱った貴重な研究は E. Lowinsky, 'Humanism in the Music of the Renaissance', ed. F. Tirro, *Medieval and Renaissance Studies* 9, Durham: Duke Univ. Pr., 1982, pp. 87-220 (rept. B. J. Blackburn, ed., *Music in the Culture of the Renaissance*, Chicago and London: Chicago Univ. Pr., 1989, 154-218) .
- ⁴ 音楽史における「ルネサンス」概念の受容に関しては F. Brume, *Renaissance and Baroque Music*, London: Faber & Faber, 1968 (和田旦、佐藤巖 訳『ルネサンスとバロックの音楽』、白水社、1971年) ; L. Lockwood, "Renaissance", *New Grove*, XV, pp. 736-41. を参照。
- ⁵ 「人文主義」の西欧各国への浸透というテーマを正面から取り上げた研究としては H. A. Oberman, ed., *Itinerarium Italicum: The Profile of the Italian Renaissance in the Mirror of its European Transformations*, Leiden: Brill, 1975.
- ⁶ 以下の用語に関する叙述はおもに P. H. Lang, 'The So-Called Netherlands Schools', *MQ*, 25 (1939) : 48-59; S. Clercx, 'Introduction à l'histoire de la musique en Belgique', *RBM*, 5 (1951) : 9-22, 114-31, cf. pp. 16-22; F. van der Mueren, 'École bourguignonne, École néerlandaise ou début de la Renaissance?', *RBM*, 12 (1958) : 53-65; W. H. Kemp, *Burgundian Court Song in the Time of Binchois*, Oxford: Clarendon, 1990, pp. 68-74. 等に基づいている。
- ⁷ J. Hawkins, *General History of the Science and Practice of Music*, 1766; J. N. Forkel, *Allgemeine Geschichte der Musik*, Leipzig: Schwickertschen, 1801 (rept. Graz: Akademische Druck- und Verlagsanstalt, 1967) .
- ⁸ とはいえシャルル・ル・テレメールの時期に領邦間の政治的統一性がある程度進んでいたのもまた事実である。R. Vaughan, *Charles the Bold: The Last Valois Duke of Burgundy*, London: Longman, 1973, pp. 189-90.
- ⁹ Clercx, 'Introduction', p. 22.
- ¹⁰ L. Courajod, *L'école bourguignonne à la fin du XIV^e et pendant le XV^e siècle*, 1892; V. Lederer, *Über Heimat und Ursprung der mehrstimmigen Tonkunst*, I, 1906.
- ¹¹ H. Besser, *Die Musik des Mittelalters und der Renaissance*, Leipzig: Potsdam Akademische Verlagsgesellschaft, 1931.
- ¹² ブルゴーニュ宮廷の所在地については H. V. Linden, *Itinéraires de Philippe le Bon, duc de Bourgogne (1419-1467) et de Charles, comte de Charolais (1433-1477)*, Brussel, 1940. を参照。
- ¹³ Lang, 'The So-Called Netherlands School', pp. 49-51.
- ¹⁴ C. van den Borren, 'Dufay and his School', ed. D. A. Hughes and G. Abraham, *The New Oxford History of Music*, III, London, etc.: Oxford Univ. Pr., 1960, pp. 214-38, cf. pp. 214-15.
- ¹⁵ 前者の例は P. Burke, *The Italian Renaissance: Culture and Society*, London: Batsford, 1972 (2nd ed. New Jersey: Princeton Univ. Pr., 1999), p. 251 (柴野均 訳『イタリア・ルネサンスの文化と社会』、岩波書店、1992年、407頁) . これはおそらく J. Houdoy, *Histoire artistique de la cathédrale de Cambrai*, Lille, 1880 (rept. Genève: Minkoff, 1972) , p. 86. に始まる「推量形」の著述が、いつのまにか「断定」になってしまったのであろう。後者の例は、皆川達夫『西洋音楽史 中世・ルネサンス』、音楽之友社、1986年、227頁。これについては本論第1章を参照。
- ¹⁶ TAS, 79, fol. 464^r (printed in Borren, *Dufay*, p. 42) : 'Libravit dicta die [21 mars 1435] de precepto domini, relacione Johannis Veteris Guillelmio [sic] De Facto [sic], magister capelle domini in exonerationem salarii sui unius anni integrij incepti die prima inclusive februarij, anno Domini millesimo IIII^o trigesimo quarto, videlicet xxv ff. pp.'
- ¹⁷ Linden, *Itinéraires*, p. 117.
- ¹⁸ この祝宴の様子はブルゴーニュ家の歴史官ジャン・ル・フェーブルによって伝えられているものの、彼自身がブルゴーニュ側の人物だけにデュファイはおろか、サヴォワ宮廷の聖歌隊についてはなんの記載もない。F. Morand, ed., *Chronique de Jean le Fèvre*, II, Paris, 1881, p. 293.
- ¹⁹ Martin le Franc, *Champion des dames*. ここではフィリップ・ル・ボンに献呈され、現在はベルギー

王立図書館所蔵の写本 (Bibliothèque royale de Belgique, ms. 9466) からボレンが部分的に活字化したものを参照している。Borren, *Dufay*, pp. 53-54.

- 20 CBM, B 1058, fol. 80: 'Item concluditur magistrum Guillelmum du Fay euntem ad curiam domini ducis [Burgundie] onerandum esse ad impetrandum litteras ab eodem domino duce ad s. d. n. et alios in curia Romana super tribulatione et involutione ecclesie inter dominos Nicolaum Amici et Quintinum Gerardi...' なおこの箇所はWright, 'Dufay at Cambrai', p. 224. でも活字化されているが、多少の誤りがある。
- 21 サント・ウォドリユ教会の参事会記録は第二次世界大戦中に焼失したため、それ以前の研究文献に頼らざるを得ない。L. Devillers, *Chartes du chapitre de Sainte-Waudru de Mons*, Brussels, 1908, V, p. 231. (未見)
- 22 Wright, 'Dufay at Cambrai', p. 185.
- 23 S. Clercx, 'Aux origines du Faux-Bourdon', *RdM*, 40 (1957) : 151-65, cf. p. 160.
- 24 Borren, *Dufay*, p. 361: 'cantor illustrissimi domini Ducis Burgundie'
- 25 CAS, Fonds rétrocedés de Turin, Inv. 124, SA 3605 (printed in M.-T. Bouquet, 'La cappella musicale dei duchi di Savoia dal 1450 al 1500', *RIM*, 3 [1968]: 233-85, cf. p. 239): 'Ego Guillelmus Dufay magister capellae illustrissimi Domini nostri Sabaudiae Ducis...'
- 26 以下のブルゴーニュ侯のカンブレ訪問についての叙述は、このロベールの覚書きがその出典であるが、ここではヴォーンの著作に依拠している。R. Vaughan, *Philip the Good: The Apogee of Burgundy*, London and Harlow: Longmans, 1970, p. 129.
- 27 L. Devillers, *Mémoire historique et descriptif sur l'église de Sainte-Waudru à Mons*, Mons, 1857, pp. 6f. (未見)
- 28 Wright, 'Dufay at Cambrai', p. 185.
- 29 Vaughan, *Philip the Good*, p. 130.
- 30 C. A. Lefebvre, 'Matériaux pour l'histoire des ars dans le Cambrésis', *Mémoires de la Société d'émulation de Cambrai*, 31 (1870) : 246 (printed in Houdoy, *Histoire artistique*, p. 87; Marix, *Bourgogne*, p. 151; Eng. trans. Wright, 'Dufay at Cambrai', p. 209): 'Charles comte de Charolais, fict ung mottet et tout le chant, lequel fut chanté en se présence après messe dite, en la vénérable église de Cambrai, par le maître et les enfants, en l'an 1460, le 23^e jour d'octobre.'
- 31 LAN, 4 G 4670, fol. 26' (printed in Wright, 'Dufay at Cambrai', p. 227) : 'Item xxj^e decembre de mandato capituli solvi parvis vicariis pro decantatione misse solemniss in adventu illustrissimj domini domini de Charolais, xxx^s. Item cloquemano pro pulsatione eiusdem misse, xx^s.'
- 32 LAN, 4 G 5101, fol. 12' (cit. Wright, 'Dufay at Cambrai', p. 209) . Cf. Houdoy, *Histoire artistique*, p. 246.
- 33 Wright, 'Dufay at Cambrai', p. 209..
- 34 LAN, 4 G 1313, fol. 4' (printed in Houdoy, *Histoire artistique*, p. 268; Wright, 'Dufay at Cambrai', p. 228) : 'Item vj livres de divers chanteries que avoit donnez ledit defunct à très excellent prince monseigneur le duc de Bourgogne ad cause que ce don fu fait en son vivant et n'avoit retenu que l'usance d'iceulx n'ont point esté prisez et pour tant icy rien.' これは死亡時におけるデュファイの蔵書目録の一部であるが、これらの書籍に関してはデュファイの生前に寄贈が決められ、その使用权は決して侵されない、とされていたために売却されなかった。ちなみにデュファイの蔵書の売却収入の総計は、104 リーヴル 4 スーに達した。
- 35 音楽パトロンエージュにおける聖職禄の重要性が認識されるようになったのは近年のことである。これについて重要な研究はC. Reynolds, 'Musical Careers, Ecclesiastical Benefices, and the Example of Johannes Bruner', *JAMS*, 37 (1984) : 49-97; P. F. Starr, 'Rome as the Centre of the Universe: Papal Grace and Music Patronage', *Early Music History*, 11 (1992) : 223-62.
- 36 デュファイが得た聖職禄についてはF. Baix, 'La carrière «bénéficiaire» de Guillaume Dufay (vers 1398-1474) : Notes et documents', *Bulletin de l'institut historique belge de Rome*, 8 (1928) : 265-72. を参照。また以下のシント・ドナース教会のデュファイの参事会聖職禄をめぐる一件は、特に断りのない限り R. Strohm, *Music in Late Medieval Bruges*, Oxford: Clarendon, 1985 (rev. 1990) , pp. 23-25;

- A. E. Planchart, 'Guillaume Du Fay's Benefices and his Relationship to the Court of Burgundy' *Early Music History*, 8 (1988) : 117-71, cf. pp. 134-37. に依拠している。
- ³⁷ BAV, CS 703. 1 (printed in F. X. Haberl, *Bausteine für Musikgeschichte I: Wilhelm Du Fay*, Leipzig: Breitkopf & Härtel, 1888 [rept. Hildesheim and New York: Georg Olms, 1971], pp. 115-18) .
- ³⁸ ストロームは1438年におけるブルゴーニュ侯の異母兄弟、ジャン・ドゥ・ブルゴーニュの同教会の参事会長選出が、デュファイの参事会員就任に影響したとみている。Strohm, *Bruges*, p. 24. また「見込み聖職禄」によってその聖職禄が確約されるわけではなく、デュファイの場合も、同年の6月18日にはジョスカン・デ・ブレ（有名な音楽家とは別人）なる者が、同様の聖職禄を参事に要求しに現れる、というトラブルに見舞われた。Planchart, 'Guillaume Du Fay's Benefices', p. 134.
- ³⁹ Wright, 'Dufay at Cambrai', pp. 181-82. カンブレ大聖堂の参事会記録は1439年から42年にかけて失われているが、42年以降は立会人や代理人、そして下級代理職（聖歌隊）の指導にあっていたことがわかる。
- ⁴⁰ AB, Reeks A 51, fol. 26'. (printed in Planchart, 'Guillaume Du Fay's Benefices', p. 135): 'ad fabricam salva sibi taxa si fuerit in loco privilegiato et docuetur tempore debito.'
- ⁴¹ シント・ドナース教会参事会とブルゴーニュ家の間に、このことを示す明確な契約書の類はまだみつかっていないが、プランシャルは以下の史料を挙げている。AB, Reeks A 51, fol. 36' (printed in Planchart, 'Guillaume Du Fay's Benefices', p. 136) : '[Petaul] erat familiaris suus et capelle sue et unus de nunc xxxr^a personarum quibus indultus erat percipere fructus suorum beneficiorum.'
- ⁴² Linden, *Itinéraires*, pp. 190-96.
- ⁴³ Wright, 'Dufay at Cambrai', pp. 181-82, 223.
- ⁴⁴ AB, Reeks A 51, fol. 48' (printed in Planchart, 'Guillaume Du Fay's Benefices', p. 136) : 'Si ipse Du Fay decenter tempore et loco debito se fecisse residens in loco privilegiato aut se [sic] quod ad huiusmodi fructus privilegiatum fore, domini fateretur debitum eorum, alio quam necessarie habebant servire legem foraneitatis.'
- ⁴⁵ AB, Reeks A 51, 82' (printed in Planchart, 'Guillaume Du Fay's Benefices', p. 136) : 'domini mei admitterunt quantum debuerunt et non ultra salvo iuris cuiuslibet.' またプランシャルはこの記述に、他の参事会記録にはみられないデュファイに対する同参事会の悪意を指摘している。
- ⁴⁶ ストロームはデュファイの後任に五人もの人物が選ばれたことは、デュファイのプライドを配慮したものとみている。Strohm, *Bruges*, p. 25.
- ⁴⁷ ちなみにデュファイの死の前年の1473年における、サント・ウォードリュ教会の参事会員聖職収入は115リーヴル7スー9ドニエ。Fallows, *Dufay*, p. 274. 同教会の参事会員職は、エノー伯でもあるブルゴーニュ侯に任命権があった。
- ⁴⁸ Fallows, *Dufay*, pp. 81-82; Planchart, 'Guillaume Du Fay's Benefices', p. 140.
- ⁴⁹ Strohm, *Bruges*, p. 24.
- ⁵⁰ W. F. Prizer, 'Music and Ceremonial in the Low Countries: Philip the Fair and the Order of the Golden Fleece', *Early Music History*, 5 (1985) : 113-53.
- ⁵¹ MAS, Archivio Gonzaga, Autografi Volta, Busta 1, no. 114 (printed in Prizer, 'Music and Ceremonial', pp. 136-44; Eng. trans. pp. 144-53) : 'Alhora fu cantato lo Offitio de' Morti in questo modo. Essendo uno canonico de Cambre il primo musico che in quelle parte se travasse, e havendo composto questo Offitio de' Morti e una Messa a tre voci, flebile, mesta e suave molto, non la publicò mai in vita, ma lassò nel testamento suo che fussero cantati doppo la morte per anima sua, li quali il preditto Ordine pigliò per uso suo.'
- ⁵² 1470年にカンブレ大聖堂の聖歌隊員であったシモン・メレが、「新曲として」デュファイの「レクイエム」を筆写した記録が残っており、おそらくその直前に作曲されたものとみられている。LAN, 4 G 4678 (printed in Houdoy, *Histoire artistique*, p. 198) : '...domino Symoni Mellet pro grossando in novis libris chory unum magnificat de quinto tono, ac pro una missa de requiem de novo

compilata per Magistrum G. du Fay liiii⁴ iii⁴.’

- ⁵³ C. Wright, ‘Performance Practices at the Cathedral of Cambrai 1475-1550’, *MQ*, 64 (1978) : 295-328, cf. p. 303.
- ⁵⁴ Prizer, ‘Music and Ceremonial’, p. 135, n. 64.
- ⁵⁵ 作者名が明記されていない曲の真作性の確定作業は、最低でもその写本にある曲がどの原本から写されたか、そのミサ曲がどのような礼拝式に基づいて配置されているか、そしてその写本自体がどのような意図で編纂されたのか、といった諸問題をすべて解決することなしには達成し得ない。D. Fallows, ‘Dufay and the Mass Proper Cycles of Trent 88’, ed. N. Pirrota and D. Curti, *I codici musicali Trentini a cento anni dalla loro riscoperta*, Trento: Museo provinciale d’Arti, 1986, pp. 46-59. を参照。
- ⁵⁶ DAC, G 1218, fols. 59^r-61^v (printed in O. F. Becker, *The Maitrise in Northern France and Burgundy during the Fifteenth Century*, Ph. D.: George Peabody College for Teachers, 1967, pp. 283-88; Eng. trans. pp. 44-46) ; DAC, B 11628^r (printed in Marix, *Bourgogne*, pp. 162-63) .
- ⁵⁷ Prizer, ‘Music and Ceremonial’, p. 117.
- ⁵⁸ Haberl, *Wilhelm Du Fay*, pp. 87-98. なおこの「トレント写本」については C. Hamm and J. Call, “Sources, MS.”, *New Grove*, XVII, pp. 676-77. を参照。
- ⁵⁹ L. Feininger, ed., *Monumenta Polyphoniae Liturgicae Sanctae Ecclesiae Romanae*, 2nd: Proprium Misae, ser., i, Rome, 1947.
- ⁶⁰ 詳しくは Hamm, “Dufay”, pp. 679-80; Fallows, ‘Mass Proper Cycles of Trent 88’. を参照。
- ⁶¹ 以下の叙述は Planchart, ‘Guillaume Du Fay’s Benefices’, pp. 143-65. に基づいている。
- ⁶² A. E. Planchart, ‘Guillaume Dufay’s Masses: Notes and Revisions’, *MQ*, 58 (1972) : 1-23, cf. pp. 15-18.
- ⁶³ 1447年から48年にかけて、シモン・メレに対して新曲を大量に筆写した報酬が支払われている。LAN, 4 G 4654 (1447-48) (printed in L. R. Curtis, *Music Manuscripts and their Production in Fifteenth Century Cambrai*, Ph. D.: Univ. of North Carolina at Chapel Hill, 1991, p. 230) . また 1452年4月21日にカンブレ大聖堂の参事会は、「その楽曲によって教会を彩った」報酬として、後に不在になるデュファイにその聖職禄収入の前払いを行なった。CBM, B 1059, fol. 21^v (printed in Wright, ‘Dufay at Cambrai’, p. 224): ‘Domini mei propter virtutes et merita magistri Guillermi du Fay canonici qui praesentem ecclesiam musicis cantibus decoravit, dant sibi loco fructuum grossorum prebende sue pro anno futuro...’
- ⁶⁴ 「著作権」といった概念の明確になる以前の中世において、上記の礼拝式や音楽における「統一性」はそのまま同一の作者の存在を保証するものでない。またプランシャル自身も指摘するように、そもそもなぜカンブレ大聖堂や金羊毛騎士団に関係する楽曲がトレントまで伝えられたか、など今後解明すべき問題は多い。Planchart, ‘Guillaume Du Fay’s Benefices’, p. 165.
- ⁶⁵ 以下のエステ家に関する記述は L. Lockwood, ‘Dufay and Ferrara’, ed. A. W. Atlas, *Papers Read at the Dufay Quincentenary Conference*, New York: Dep. of Music School of Performing Arts, 1976, pp. 1-25. に基づいている。
- ⁶⁶ Burke, *The Italian Renaissance*, p. 89.
- ⁶⁷ 上記の金羊毛騎士団の集会におけるミサは、カンブレ司教が執り行っていた事実を指摘しておく。Prizer, ‘Music and Ceremonial’, pp. 136-153.
- ⁶⁸ ブルゴーニュ宮廷の聖歌隊においては、正規の「礼拝堂付き司祭」(chapellain) の他に、「副礼拝堂付き司祭」(demi-chapellain) や「ソムリエ」(sommelier) と呼ばれる者がおり、なかには短期でしか活動していない者もいた。さらに世俗の音楽家である「歌手」(chantre-valet de chambre) が聖歌隊に参加することもあった。P. Higgins, ‘In hydraulis Revisited: New Light on the Career of Antoine Busnois’, *JAMS*, 39 (1986) : 36-86. を参照。
- ⁶⁹ 特に明記はしないが、とりわけ学位論文のかたちで特定の地域を対象とした個別研究が数多く行なわれている。しかしカンブレ大聖堂については、総合的な個別研究はまだなされていない。